

	実務者研修修了により 処遇改善が図られる場合	介護福祉士国家資格取得により 処遇改善が図られる場合
① 申請	実務者研修を修了した日から 令和7年1月10日 までに申請書類をそろえ提出してください。(随時受付)	国家試験の受験票の交付を受けた日から 令和7年1月10日 までに申請書類をそろえ提出してください。(随時受付)
● 審査	 (県)が審査を行う	 (県)が審査を行う
● 交付決定	 (県)が交付決定を通知	 (県)が交付決定を通知
② 実績報告	(県)から 交付決定通知書が届いたら 実績報告書類をそろえ提出してください。(報告期限は3月31日まで) ※ 実務者研修修了証明書(写)を提出していないかたは必ず実績報告時にご提出ください。	介護福祉士国家試験の合格発表後、令和7年3月31日 までに実績報告書類をそろえ提出してください。 ※ 実績報告時までに合格証書が手元に届かない場合は、インターネットでの合格発表番号部分を印刷し提出してください。 ※ 要件を満たさず補助金の交付を受けられない方も実績報告は必要です。必要書類を確認いただき、必ずご提出ください。
● 審査	 (県)が審査を行う	 (県)が審査を行う
● 交付確定	 (県)が交付確定を通知	 (県)が交付確定を通知
③ 補助金支給	(県)から交付確定通知が届きます。	(県)から交付確定通知が届きます。 実績報告時に合格証書(写)を提出していないかたはご提出をお願いします。 合格証書(写)の提出の確認をもって補助金の支給を行います。

※ 記載漏れ、記載誤り、添付漏れなどがありましたら、修正・差替えのための郵送料は本人負担となります。
書類の作成は記入例もご確認のうえ作成をお願いします。